対象の町内にお住まいの方は、水害時の指定避難所が変わりました

鶴岡南高校改修工事に伴い、災害時に同校には避難できません

■問合せ　本所防災安全課☎35 - 1204

下記の町内にお住まいの方は、次のとおり水害時の指定避難所が変わりました。工事期間中、鶴岡南高校には避難できません。また、ほかの町内にお住まいの方も、地震などの災害時、同校には避難できませんのでご注意ください。

対象の町内（町内会）	水害時の指定避難所
▶本町一丁目（第一・第二・第三町内会） ▶昭和町（第一・第二町内会） ▶大東町（東・西・北町内会）	朝暘第一小学校（文園町２ - １）
▶神明町（西・南・天神町町内会） ▶大東町（南町内会）	鶴岡第三中学校（城南町25 - １）
▶馬場町	朝暘第三小学校（新形町17 - 24）

期間

令和６年３月31日㈰まで

令和５年度に小学校へ入学予定の子供がいる保護者等

第３子以降の学校給食費が無償になります

■問合せ　学校教育課（櫛引庁舎）☎57 - 4865または学校給食センター☎22 - 0411へ

市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第３子以降の学校給食費を無償にしています。該当する児童・生徒を養育する保護者は申請が必要です。新入学児童のいる家庭には、入学予定校から入学説明会の案内と一緒に申請書を配付します。

■**対象者**

次の全てに該当する保護者等

①令和５年４月１日現在、６歳（小学１年生）から18歳（高校３年生）までの就学児等を３人以上養育している

②養育する18歳未満の子から年長者順に数えて、３人目以降の子とその保護者の住民登録が本市にある

③生活保護、就学援助等の公的扶助を受けていない

■**申請方法**

入学説明会の際、各校に提出

■**申請期限**

２月28日㈫

市HPはこちら ▶▶▶

現在、小・中学校に在学し、既に認定されている児童・生徒は申請不要です。要件に該当する家庭で、まだ申請していない場合はお問い合わせください。

市長の一筆入魂 #59

「歌舞伎のものまねをしていただけなんです」。当時鶴岡二中に通っていた少年を恩師が見守っていた。12月11日、シルクノチカラ2022で見事な歌舞伎を披露してくれた中村橋吾さん。「夢を叶えたんだね」、ステージの合間に花束を届ける恩師と再会。歌舞伎に魅せられた少年は、その後歌舞伎の世界に飛び込み、荘銀タクト鶴岡の開館記念の舞台に上がることに。

子供たちが好きなことを思う存分やれる街に。「子育ての街」について問われたとき、私はそう答えた。

スキーを頑張るという子供もいるだろう。12月3日、湯殿山スキー場の新第2ロマンスリフトの竣工式に参列した。平成30年度に、老朽化した旧第2ロマンスリフトが廃止され、スキー場の顔である正面ゲレンデに直結するリフトがない状態に。地元のスキー関係者から早期再建を強く訴えられていた。そのときの「スキー場は子供たちを育てるために必要だ」という言葉が胸に刺さった。過疎地域の朝日地域にとって、スキー場は単なるレジャー施設ではない。地域に雇用を生み、正面ゲレンデで数多く滑ることができる環境が子供たちを鍛えてきた。

また、今年度の高山樗牛奨励賞を受賞した齋藤文音さん（朝暘二小6年）は、幅広い分野の新聞記事との対話を続けてきた。明治の文豪・高山樗牛先生や、丸谷才一先生、藤沢周平先生、佐藤賢一先生、絵本の土田義晴先生など、鶴岡はすばらしい作家を生み出している。先人を超えていく子供たちがいつか生まれてくるだろう。

だだちゃ豆や焼畑あつみかぶなど在来作物をつなぐ人、おいしい料理を作る人、世界一のクラゲの水族館の飼育員になりたい人もいるだろう。スパイバーなど魅力的なベンチャー企業を生むサイエンスパークで働くという選択肢もある。鶴岡に行けば夢が叶えられる、人を惹きつける街にしていきたい。

師走、新たな産業用地開発のための説明会を行った。製造業などが立地するための産業用地は約170haあったが、交渉中のものを除けば残り約4haになっており、企業立地の受け皿となる用地の開発が急務となっている。同時に本市の基幹産業である農業の振興を両立させていくことに力を入れていく。

子供を育てる、とは言いながら、子供たちに親にしてもらった。シルクガールズコレクションを鑑賞しながら、そんなことを考えていた。

あなたの夢はなんですか。思い切って挑戦する子供たちにエールを、令和5年が夢の広がる1年となりますように。

皆川治

宿泊施設等緊急支援事業

■問合せ　本所観光物産課☎35 - 1301

原油価格の高騰・電気代等の値上がりなどによって、固定費の負担が大きい、市内宿泊施設等の経営を支援します。

■対象

市内の宿泊施設、民間の日帰り温泉施設

■支援額

施設等に係る令和4年度の固定資産税の4分の1相当の額

※施設営業の用に供する土地・建物分に限ります。

■申請期間・方法

1月10日㈫～2月17日㈮に、申請書を本所観光物産課に提出

※申請書は市HPからダウンロード可。郵送で提出する場合は当日消印有効。

■その他

詳しくは市HPをご覧ください ▶

プレミアム付商品券の使用期限は1月9日㈪

鶴岡市プレミアム付商品券の使用期限が迫っています。電子版・紙版ともに、期限の過ぎた商品券は使用できません。また、未使用の商品券の払戻しはできません。必ず期限までにご利用ください。

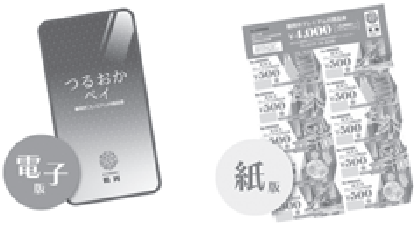

商品券を利用できる店舗や、利用の仕方は、上記の2次元コードから、ホームページでご確認ください。

■問合せ

▶商品券の利用に関すること

鶴岡市プレミアム付商品券事務局☎26 - 8298

（午前9時30分～午後7時〈年末年始は午前10時～午後5時〉）

▶商品券事業の内容に関すること

本所商工課☎35 - 1299

市政

公立保育園 保育士・看護師等（会計年度任用職員）募集

■募集職種 ①保育士 ②看護師 ③保育補助（無資格可） ④調理員（無資格可） ⑤用務員 ■募集人数 各若干名 申申込書兼経歴書（本所子育て推進課窓口で交付または市HPからダウンロード）と資格証の写し（有資格の場合）をお持ちの上、同課☎35-1291へ

鶴岡市景観計画改定案への意見公募（パブリックコメント）

■募集期間 1月18日㊌まで ■同計画案の備え付け等 市HPに掲載するほか、本所都市計画課、各地域庁舎産業建設課に設置 ■提出方法 同計画案設置場所に直接提出するか、郵送、ファクス、電子メールで本所都市計画課へ 問同課☎35-1315 他市HP

中心市街地居住促進事業
住宅用地を販売します

市では、市内の指定区域内にある老朽危険空き家の寄附を受けて、解体・整地した土地を、住宅用地として若者世帯等に販売しています。詳しくは市HPをご覧ください。

▼購入申込み受付中（抽せん） ■売却地 大東町24番13、24番14 申1月31日㊋まで

▼先着順で販売中 ■売却地 ①本町二丁目18番6、18番48 ②新海町22番1 ③家中新町3番8

▼共通 申本所都市計画課☎35-1315 他市HP

上下水道部の所有地を先着順で売却します

■売却地・売却価格 ①東田川郡三川町大字横山字畑田148番1、149番1（水道用地2353.60㎡）・1、800万円 ②上藤島字備中下50番87、56番2、92番5、202番（宅地2409.92㎡）・1、200万円 申1月10日㊋から上下水道部総務課☎23-7731へ 他市HP

福祉

戦没者等の死亡当時の遺族の皆さんへ
特別弔慰金の請求をお急ぎください

対令和2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受ける方（戦没者の妻や父母）がいない場合に、戦没者等の死亡当時の遺族（配偶者、子、兄弟姉妹、支給要件を満たす甥・姪）の内、先順位者1人 ■支給額 額面25万円（5年償還の記名国債） 持印鑑、本人確認書類 申事前に連絡の上、3月31日㊎まで本所福祉課☎35-1252または各地域庁舎市民福祉課へ

健康

集団健診最終日程のお知らせ

日1月23日㊊・24日㊋、2月6日㊊・13日㊊・14日㊋午後1時～2時 場総合保健福祉センター（にこ♥ふる） 対今年度、市が実施する集団健診を受けていない方 内特定健診、大腸がん検診、呼吸器検診（肺がん・結核） 問健康課（にこ♥ふる）☎25-2731または各地域庁舎市民福祉課へ 他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

子宮がん・乳がん検診を積極的に受診しましょう

がんは、近年の医学の進歩によって、早期に発見すれば治る確率が高くなっています。検診を受けて、症状が出ない初期のうちに、がんを発見することが重要です。

日2月末まで 対子宮がん検診…今年度20歳以上になる女性 乳がん検診…今年度40歳以上の偶数年齢になる女性（人間ドック等で市が実施する検診を受けた方、受ける予定の方を除く） 持受診券 申健康課（にこ♥ふる）☎25-2731または各地域庁舎市民福祉課へ 他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

ウイルス性肝炎は感染による肝臓の病気です
肝炎ウイルス検査を受けましょう

次に当てはまる方や肝炎ウイルス検査を受けたことがない方には、検査をお勧めします。

▽平成4年以前に輸血を受けた ▽大きな手術を受けた ▽フィブリノゲン製剤を投与された ▽臓器移植を受けた ▽ボディピアスをしている ▽健康診断等で肝機能の異常を指摘され、その後精密検査を受けていない

日2月2日㊍・4日㊏・10日㊎・18日㊏午後1時30分～2時30分 場荘内地区健康管理センター 対本市に住民登録があり、今年度中に40歳になる方または41歳以上で検査を受けたことがない方 内血液検査 費300円（40歳、70歳以上の方は無料） 申1月13日㊎まで健康課（にこ♥ふる）☎25-2731へ 他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

「はたちの献血」キャンペーン
あなたの今日が、だれかの明日に。ハタチの献血

病気やけがの治療・手術など、医療現場では毎日のように輸血用血液が使われています。輸血用血液は人工的に作ることができず、長期保存もできないことから、安定的に血液を届けるために多くの方の献血が必要です。また、若年層の献血者数は年々減少傾向にあります。20歳を迎える皆さんの献血へのご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

問健康課（にこ♥ふる）☎35-0146　他献血実施日や場所等は山形県赤十字血液センターHP及び本紙27ページをご覧ください

医療

後期高齢者医療「医療費のお知らせ」について

令和3年11月から令和4年10月まで診療分の「医療費のお知らせ」が山形県後期高齢者医療広域連合から1月下旬に送付されます。確定申告等で医療費控除を受ける際にご活用ください。

なお、この通知に記載されていない診療分や令和4年11月・12月受診分については、確定申告等の際、医療機関などの領収書に基づいて作成した「医療費の明細書」の添付が必要です。

問山形県後期高齢者医療広域連合☎0237-84-7100、本所国保年金課☎35-1292または各地域庁舎市民福祉課へ

税

給与支払報告書は1月31日㈫まで提出してください（令和4年中支払分）

支払金額の多少にかかわらず、令和4年中に給与を支払った方は、給与支払報告書を提出してください。

問本所課税課☎35-1163

令和5年度の市・県民税申告書をお送りします

日1月下旬　対年金・給与以外の所得がある申告義務者、所得確認が必要な方　問本所課税課☎35-1172　他対象者以外で送付を希望する方には、個別に申告書をお送りしますので同課に連絡してください

固定資産税に関する申告はお早目に（申告は1月4日㈬から）

▼償却資産の申告　対事業を営んでいる個人や法人で、1月1日現在償却資産を所有する方（申告書送付済み。eLTAX〈地方税電子申告システム〉で申告している方には、お知らせを送信）　他申告書が届いていない場合でも、申告すべき資産を所有している方は申告が必要

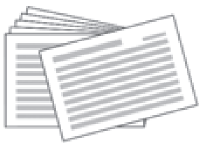

▼土地・家屋利用状況の変更の申告　対令和4年中に、▽建物を解体した方　▽非住宅用地（更地を含む）の宅地に住宅を建築した方　▽前年までに農地の土地を購入し造成した宅地に住宅を建築した方　▽火災・天災等で住宅が滅失または損壊するなどやむを得ない事情でその宅地を住宅用地として利用できない方　▽土地・家屋の用途を変更した方

▼転作等による地目変更の申告　対▽果樹などの永年性作物に転換した田　▽かんがい、たん水設備がなく用水できない状態の田

▼認定長期優良住宅の新築軽減措置の申告　対令和4年中に新築した認定長期優良住宅

▼共通　■申告期限　1月31日㈫　場・問償却資産の申告…本所課税課☎35-1178　その他の申告…同課☎35-1179　他市HP

年金

国民年金からのお知らせ

▼老齢年金を受給している方へ　1月下旬以降に、日本年金機構から令和4年分公的年金等の源泉徴収票が送付されますので、内容をご確認ください。

▼国民年金保険料の前納制度の利用を希望する方へ　国民年金保険料の納付には、半年・1年・2年の各前納制度があります。令和5年度の前納期限は、5月1日㈪です。なお、より割引が適用される2年前納を希望する場合は、鶴岡年金事務所にお問い合わせください。また、口座振替による前納を希望する場合は、2月28日㈫までに手続きが必要です。

問鶴岡年金事務所☎23-5040、本所国保年金課☎35-1294または各地域庁舎市民福祉課へ　他詳しくは日本年金機構HP

生活

水銀柱の温度計・血圧計・体温計の捨て方について

ごみ収集車の中でガラスが割れて水銀が飛び散るのを防ぐため、水銀柱の温度計等は、ごみステーションには出さずに、廃棄物対策課（宝田三丁目13-6）または各地域庁舎市民福祉課に直接持ち込んでください。お持ちになる際は、購入時のケースやビニール袋等に入れて、割れないようにしてください。また、水銀を使用していないデジタル式の温度計等は、電池を外せる場合は外して、「金属・その他」（青色）のごみ袋に入れて出してください。

問廃棄物対策課☎22-2848

文化財を火災から守ろう

昭和24年1月26日、奈良県にある法隆寺金堂から出火し、国宝の壁画が焼失しました。国は、火災・震災などの災害から文化財を守る意識を高めるため、毎年この日を「文化財防火デー」と定め、全国的な防火運動を展開する日としています。文化財はかけがえのない国民共有の財産です。みんなで受け継いでいきましょう。

問消防本部予防課☎22-8332または社会教育課（櫛引庁舎）☎57-4868へ